

個人情報保護研修テキスト 2019年

～個人情報等の保護の重要性、漏洩等防止、法令違反等のリスクについて～

2019年8月

株式会社シグマスタッフ コンプライアンス・プログラム事務局

個人情報とは？

「個人情報」とは、(生存する)個人に関する情報であつて、**当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものです。**(個人情報保護法第2条1項)

つまり、個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるもの**(個人を特定し得る個人に関する情報)**です。

＜個人情報に該当する例＞

- ◆ 「氏名」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「家族構成」、「学歴」、「職歴」、「身長・体重」、「血液型」など。
- ◆ 文字情報だけでなく、映像、写真、音声等のデジタルデータも対象になります。
(防犯カメラに記録された写真・動画、メールアドレスなど)

◆ **個人の商品や役務の購買・貸出履歴、視聴履歴、位置情報等**

◆ **個人の生体情報をデータ化したもの**

(指紋認証データ、顔認証データ、虹彩、声紋、歩き方、遺伝子データ等)

◆ **個人に提供される符号等**

(携帯電話番号、旅券番号、運転免許証番号、クレジットカード番号、
基礎年金番号、マイナンバー、住民票コード、個人の保険証券番号など)

これらは改正個人情報保護法(2017.5.30 施行)で個人情報に追加された内容です。

個人情報に**該当しない例**

- 法人等の団体そのものに関する情報(団体情報)、特定の個人を識別できない統計情報など。

要配慮個人情報とは？

個人の社会生活に大きく影響する可能性があり、特に取扱いに注意が求められている個人情報です。

＜要配慮個人情報の例＞

- 人種(国籍、外国人であること、肌の色は要配慮個人情報ではない)、● 信条(宗教、政治的見解等)
- 社会的身分(被差別地域出身、非嫡出子(婚外子)など)、● 病歴 ● 犯罪の経歴、● 心身の機能の障害など
- ◆ 「要配慮個人情報」の取扱いの原則は、「**取得、利用、提供を行わない**」(禁止)である。
- ◆ 業務上必要で本人の同意を得た場合や**例外(法令による場合、人の生命・身体・財産保護等)**で取得する場合は、**適切な保管場所を定め、業務従事者を限定する等、その取扱いには配慮が必要。**

匿名加工情報とは？

2017.5.30 施行された改正個人情報保護法で定められた考え方で、**個人情報に対して法令等が定める基準に基づき匿名化の加工処理を行い、個人が特定されないようにした情報を「匿名加工情報」といいます。**「匿名加工情報」は、個人情報として復元できないよう加工されているので**「個人情報」ではありません。**

個人情報データベース等提供罪

2017.5.30 施行された改正個人情報保護法で新設された罰則です。個人情報取扱事業者の役員・従業員が、業務で取扱った個人情報データベース等を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。(改正個人情報保護法第83条)

個人番号(マイナンバー)とは？

個人番号(マイナンバー)は、**国民一人ひとりに付与される12桁の番号で原則として変更されません。**マイナンバーは個人情報でもあります。マイナンバー法2016年1月から、3つの分野(社会保障、税、災害対策)の行政手続で利用されています。**マイナンバーは利用目的が法律により限定**されており、たとえ本人に同意を得たとしても法律で定めた利用目的を超えて利用することはできません。マイナンバーは、不正な取得や売買、目的外利用等を行った当事者に対して罰則があります。**(個人番号関連事務従事者が正当な理由なく個人番号を提供した場合4年以下の懲役又は200万円以下の罰金)**

マイナンバー法改正により**2018年からは金融分野(預貯金口座)、医療等分野(特定健康診査情報の管理、予防接種履歴等)**、2021年からは健康保険証と一体化して医療機関利用される予定です。

金融分野では、金融機関には預貯金口座がマイナンバーで検索できるよう環境整備が義務化され、**将来社会**

保障給付等のための資力調査、税務署等による税務調査、預金保険機構等によるペイオフのための預貯金金額の合算等のために、マイナンバーが付された預貯金情報の照会を銀行等ができるようになります。(個人から金融機関へのマイナンバー告知は、現在は任意ですが、2021年頃から義務化される予定です)

営業秘密(秘密情報)とは?

営業秘密とは、企業において、**秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの**です。営業秘密は、企業の競争力・利益の源泉とされる重要な経営資源であり**不正競争防止法により保護**されています。(不正競争防止法第2条)

<営業秘密の例>

- ・勤務先等の事業計画、顧客情報、取引先情報
- ・勤務先の商品、生産、技術等に関する情報 **※社内業務手順書・マニュアル・企画書なども含まれます。**

営業秘密の漏えいや盗用があると、競争力のある自社製品の優位性が失われるなど、他社との競争力・企業業績に直接的に深刻な影響が出る場合があります。**社内の出来事や人事情報などの不適切な SNS 投稿による漏えいにも注意しましょう。企業の信用の失墜・イメージ悪化につながり、影響が大きいです。**

【罰則】 不正の利益を得る、又は保有者に損害を加える目的で営業秘密を使用した場合、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金が適用されます。(不正競争防止法第21条)

個人情報保護法が定める遵守事項①

(利用目的の特定と目的外利用の禁止)



(利用目的の特定) 個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体化しなければならない。

(利用目的による制限) 本人の同意を得ないで、**利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱ってはならない。**

個人情報保護法が定める遵守事項② (第三者提供の制限)

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合などの例外を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

◆社員の在籍確認の問合せに回答することは、**第三者提供と見なされる場合があります。**

◆**第三者提供には、書類の持ち出しだけでなく、書面・画面を閲覧させること、メール・FAX送信、口頭で伝える、ツイッター、Instagram、LINE、FacebookなどSNS書き込みなどの手段も含まれます。**

SNS等利用を含め、企業や個人が特定される情報や現場の出来事等の書き込みは行わないようにしましょう。

★**第三者が出入りするエレベータ内や通路、食堂等での不用心な会話からの情報漏えいにも注意しましょう。**

個人情報保護法が定める遵守事項③ (安全管理措置)

取扱う個人情報の紛失、漏えい、盗難、滅失等を防止のため、適切な安全管理措置を行わなければならない。

<安全管理措置の実施例>

- ・施錠棚での書類保管
- ・パソコン利用時のログイン認証 (ID・パスワード)
- ・サーバのセキュリティ対策
- ・携帯電話のセキュリティ対策 (紛失防止、オートロック等)

<特に注意すること>

★不正アクセスを意図する悪意のある第三者からの脅威に直面しています。偽サイトに誘導して個人情報を窃取しようとする**フィッシングメール**、不正プログラムを添付して送りつけられてくる不審メールに注意しましょう。

★個人漏えい原因別第1位は「**メール誤送信**」ですが、**気を付ければ事故発生を防ぐことができます。**「メールの宛先間違い」、「添付ファイルの間違い」、「BCCで送信すべきをTO/CCで送信する」などの誤操作に注意。

個人情報漏洩等の当事者になってしまった場合の責任

～ 法令に基づく罰則等、責任が問われる ～

- ・2017.5.30 施行個人情報保護法改正 個人情報データベース等提供罪など。
- ・マイナンバー法違反 目的外利用、不正取得・不正利用等に刑事罰適用。
- ・不正競争防止法違反 会社の顧客情報を不正取得、競合会社に渡した場合など。
- ・刑法違反 会社の重要情報や顧客情報を勝手に持ち出す行為は、窃盗や業務上横領と見なされます。
- ・不正アクセス禁止法違反 ID・パスワード等を不正取得・不正使用等には刑事罰適用。



以上